2017年1月から

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が始まります

従来の医療費控除制度は、1年間（1月1日～12月31日）に自己負担した医療費が、自分と扶養家族の分を合わせて「合計10万円」を超えた場合、確定申告することにより、所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される制度です。

治療のために購入した市販薬の代金もこの医療費控除制度の対象となります。

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が施行されます。

特定の成分を含んだ市販薬の年間購入額が「合計12,000円」を超えた場合に適用される制度です。

なお、この制度の対象となる市販薬のパッケージには右記のような識別マークが印刷またはシール貼付されます。

確定申告すれば購入金額の一部が戻ってきます！

セルフメディケーション 税 控除 対象

※この特例は、2017（平成29）年分の確定申告から適用できます。なお、2017（平成29）年分の確定申告の一般的な提出時期は、2018（平成30）年2月16日から3月15日までです。

※従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することはできません。

詳細は、厚生労働省のホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html でご確認ください。

「ちょっと調子が悪いかな」と思ったらまず市販薬を使ってみては？

市販薬を活用して自分で対処しよう

自身の健康管理に責任を持ち、軽度の不調には自ら対処するのが「セルフメディケーション」。ドラッグストアで薬剤師等にアドバイスを受け、市販薬を上手に利用して手当てを行うことも、重要なアプローチのひとつです。

より高い効果が得られる「スイッチOTC」

市販薬には、「スイッチＯＴＣ」と呼ばれる、これまで処方せんが必要だったものが市販薬として買えるようになった薬があります。より高い効果が得られる薬のため、購入時には必ず薬剤師の説明を受けることになります。

市販薬でも購入時に薬剤師に相談を

市販薬は手軽に購入できるメリットがありますが、やはり薬剤師に相談のうえ購入するのがベスト。
他の薬との「のみ合わせ」などについて前もって確認しておけば、安心して使用できます。

比較してみよう

かぜで医療機関を受診した場合 VS 市販薬で対応した場合

医療機関	市販薬
初　診　料　2,820円 処方せん料　680円 調剤・薬剤費　約2,500円（処方される薬剤によって変わります）	購入する薬剤によって変わりますが
約**6,000円** 患者の窓口負担（3割の場合）は**2,000円**前後	一般的には**1,500円**前後

医療費のうちの3割が窓口負担であるため、医療機関も市販薬も大差ないと感じがちですが、
残りの7割は保険者（健保組合など）が負担しており、
みなさまの保険料でまかなわれているのです！
軽い症状なら、初診料などの診療費や薬の処方料のかからない市販薬でまずは様子を見てはいかがですか？
診療にかかる時間の節約や、インフルエンザ流行時などの感染リスクの低減にもつながります。